

# 四半期報告書

(第3期第1四半期)

自 平成21年10月1日  
至 平成21年12月31日

株式会社あきんどスシロー

大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号

(E21843)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	5
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	17

2 株価の推移	17
---------	----

3 役員等の状況	17
----------	----

第5 経理の状況	18
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	19
(2) 四半期損益計算書	21
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他	26
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	27
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊崎 賢一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第1四半期 累計(会計)期間	第2期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	18,439,540	26,722,200
経常利益又は経常損失(△)(千円)	67,639	△753,834
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△177,041	1,445,410
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—
資本金(千円)	5,801,000	5,801,000
発行済株式総数(株) 普通株式	7,200	7,200
A種優先株式	100	100
純資産額(千円)	12,777,989	12,953,706
総資産額(千円)	30,334,320	29,613,457
1株当たり純資産額(円)	1,427,498.59	1,449,180.39
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△24,589.16	269,005.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	—	—
1株当たり配当額(円)	—	196,074
自己資本比率(%)	42.1	43.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,092,811	△1,723,391
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△83,594	△15,168,331
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△142,354	14,558,828
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	5,801,168	3,934,305
従業員数(人)	834	840

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 当社は、平成21年5月31日を効力発生日、当社を存続会社、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を実施して、旧株式会社あきんどスシローの事業及び一切の権利義務を承継しております。当社は、本件合併前は旧株式会社あきんどスシローの株式等の保有のほかに特段の事業活動を行っていなかったため、第2期事業年度に係る各数値は、主に本件合併後の事業活動に基づくものであります。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な変更はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	834（7,900）
---------	------------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、当第1四半期会計期間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

該当する事項はありません。

#### (2)仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
魚介類 (千円)	6,650,478
穀類・麺類 (千円)	1,496,781
酒類・飲料 (千円)	548,503
その他 (千円)	645,488
合計 (千円)	9,341,251

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間につきましては、事業活動を行っておりませんので、前年同四半期比の記載はしていません。

#### (3)受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を営んでおりますので、受注状況は記載していません。

#### (4)販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当第1四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
回転すし (千円)	18,439,540

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間につきましては、事業活動を行っておりませんので、前年同四半期比の記載はしていません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、依然として高い失業率が続き企業業績は厳しいものの、海外経済の改善により特にアジア諸国向けの輸出が増加しており景気の持ち直しが見受けられます。また、国も自律的な回復軌道に乗せるために、政策で景気の後押しを図っており景気の持ち直しが続くことが予想されます。

このような経済環境のもと外食業界においては、いまだ個人消費者の生活防衛意識は高く、外食が切り詰められ易いのが実情であります。

現在の消費環境は、企業が売り出す商品力のみならず接客を含めたすべての付加価値に対し見合う対価であるかどうかであり、特に外食業界では峻別されており、このバランスを乗り越えることが課題であります。

なお、当社におきましては、お客さまにご満足いただけるように「えびまつり」、「かにまつり」、「鮪VS海老づくし」等のお客さま還元キャンペーンを実施し、多くのご好評をいただくことができました。また、原価費用の項目や使用頻度等を定量化することで従来よりも低い水準での購買が可能となりコストを削減したこと、店舗での販売力を強化するための研修、本部の管理体制の強化により収益構造の改善に努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高184億39百万円、営業利益1億59百万円、経常利益67百万円、四半期純損失1億77百万円になりました。なお、前第1四半期会計期間において当社は一切の販売事業を行っておらず、四半期報告書の提出をしていないため、前年同四半期会計期間との比較は記載しておりません。

なお、店舗開発につきましては、九州圏1店舗、中国・四国圏1店舗の合計2店舗出店し、当第1四半期末の店舗数は268店舗となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動で得た資金20億92百万円に対し、投資活動で83百万円、財務活動で1億42百万円、それぞれ資金を使用した結果、前期末に比べ18億66百万円増加し、58億1百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。また、前第1四半期会計期間において当社は一切の販売事業を行っておらず、四半期報告書の提出をしていないため、前年同四半期会計期間との比較は記載しておりません。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動で得られた資金は、20億92百万円となりました。これは主に、減価償却費6億57百万円、のれん償却費4億61百万円の計上及び仕入債務5億31百万円、その他流動負債4億54百万円が増加したことによる資金の増加等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動で使用した資金は、83百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得に41百万円、敷金保証金の差入による支出39百万円の資金の減少等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動で使用した資金は、1億42百万円となりました。これは主に、リース債務の返済による支出1億31百万円の資金の減少等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

「(2) 設備の新設、除却等の計画」に記載した事項を除いては、設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 当第1四半期会計期間において前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更はありません。

② 当第1四半期会計期間において前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修について完了したものは次のとおりであります。

所在地	店舗数 (店)	事業形態別 の名称	設備の内容	投資額 (千円)	完成年月	増加能力 (増加客席数) (席)
中国・ 四国圏	1	回転すし	店舗設備	81,724	平成21年12月	196
九州圏	1	回転すし	店舗設備	99,039	平成21年10月	196
合計	2	—	—	180,763	—	392

(注) 1. 投資額には、敷金および差入保証金33,300千円を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 重要な設備の除却等

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

④ 新たに確定された主要な設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
A種優先株式	100
計	50,100

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,200	7,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式制度は採用していません。
A種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債等)	100	100	同上	(注1～6) なお、単元株式制度は採用していません。
計	7,300	7,300	—	—

#### (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質

A種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式が増加します。

修正の基準、修正の頻度及び取得価額の下限は以下のとおりであります。なお、当社は当第1四半期会計期間において上場していません。

修正の基準：(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合

転換価額は、転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日における当社の普通株式を上場している取引所等の終値の平均値

(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合

転換価額は、以下の算式により算出された額

$$\text{転換価額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} + \text{④}$$

①=E B I T D Aに8を乗じて得られる数

②=借入債務残高

③=転換日における計算対象期間の末日におけるA種優先株式取得価額(償還請求権)

に当該転換日における発行済A種優先株式(但しその時点で当社が保有するA種優先株式を除く。)の数を乗じて得られる額

④=現預金等残高

修正の頻度：(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、上記30連続取引日の末日後、転換日までの間に、(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合は、転換日における最終事業年度の末日の翌日以降、転換日までの間に、特定の掲げる事由が発生した場合には、それぞれ転換価額を調整する。

取得価額の下限：875,000円

なお、詳細については、注3のA種優先株式の内容、(8)普通株式を対価とする取得請求権、③転換価額を参照してください。

#### 2. A種優先株式について、取得請求期間の末日より前に全部の取得を可能とする旨の条項の定めの有無

A種優先株式について、取得請求期間の末日より前に全部の取得を可能とする旨の条項の定めがあります。

なお、詳細については、注3のA種優先株式の内容、(7)金銭を対価とする取得条項を参照してください。

3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① A種優先配当金

当社は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、下記②に定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）をする。

② A種優先配当金の額

- (a) A種優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金（以下に定義する。）を加算した金額に、2.0%を乗じて得られる額（1円未満を四捨五入する。）とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が生じた日の属する事業年度の末日以降の日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金を加算した金額に、5.0%を乗じて得られる額（1円未満を四捨五入する。）とする。
- (i) シニアローン契約（以下に定義する。）に基づき当社が負担する債務（当該金銭債務の借換えに伴い新たに負担する金銭債務を含む。）が完済された場合
- (ii) 平成27年9月30日が到来した場合
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、平成21年9月30日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たり、上記(a)又は(b)に従い得られる額に、平成21年5月15日（同日を含む。）から平成21年9月30日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。

「A種優先株式繰延金」とは、平成21年5月15日以後、当該日（同日を含む。）までの各事業年度の末日において次の算式に従って計算された額（1円未満を四捨五入する。）の合計額とする。

$$A種優先株式1株当たりの払込金額 \times \{1.08 \times x + (y/365) - 1\}$$

但し、上記算式における「x」及び「y」は、それぞれ平成21年5月15日（同日を含む。）から各事業年度の末日（同日を含む。）までの年数及び日数とする。

「シニアローン契約」とは、借入人としての当社、貸付人としての株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行並びにアドミニストレーション・エージェント兼セキュリティ・エージェント兼ファシリティア・エージェントとしての株式会社みずほ銀行の間で締結された平成20年11月11日付金銭消費貸借契約（その後の変更を含む。）をいう。「貸付人」とは、シニアローン契約に定める貸付人をいい、本要項作成日においては、株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行とする。なお、本要項において、貸付人の意思決定は、シニアローン契約における多数貸付人の意思結集の結果に従う（但し、本要項に基づいて貸付人の承諾を取得すべき場合、貸付人のエージェントからかかる承諾を取得することにより、貸付人の承諾が取得されたものとみなす。）。

③ 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当（以下に定めるA種累積未払配当金の配当を除く。）の額の合計額が、A種優先株式1株につき当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

④ 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当をしない。

(2) 残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 残余財産の分配をする日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日（以下に定義する。）とするA種優先配当金日割計算額（以下に定義する。）、及び、(v) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額（以下に定義する。）の合計額を支払う。

「日割計算基準日」とは、残余財産の分配をする日又は償還請求権（以下に定義する。）若しくは償還条項（以下に定義する。）に従いA種優先株式を取得する日であって、A種優先株式繰延金日割計算額及びA種優先配当金日割計算額の計算の基準となる一定の日をいう。

「A種優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべきA種優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365 で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

「A種優先株式繰延金日割計算額」とは、次の算式に従って計算された額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

$$\text{（払込金額} + \text{日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金）} \times \{1.08 (x/365) - 1\}$$

但し、上記算式における「x」は、日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日の翌日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数とする。

②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会の決議事項

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合に、法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

①当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

②当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

①取得請求権

A種優先株主は、平成27年10月1日以降いつでも（但し、シニアローン契約に基づき当社が貸付人に対して負担する現在及び将来の債務（以下「シニアローン債務」という。）の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。）、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「償還請求権」という。）

②に定める額（以下「A種優先株式取得価額（償還請求権）」という。）の金銭を交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から償還請求権の行使があった場合、取得すべきA種優先株式は償還請求権の行使がされたA種優先株式の数に応じて按分比例の方法により決定する。

②A種優先株式取得価額（償還請求権）

A種優先株式取得価額（償還請求権）は、A種優先株式1株につき、(i) A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額とする。

(7) 金銭を対価とする取得条項 (償還条項)

①取得条項

当社は、平成27年10月1日以降いつでも(但し、シニアローン債務の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。)、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし(以下「償還条項」という。)、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記②に定める額(以下「A種優先株式取得価額(償還条項)」という。)の金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②取得価額

A種優先株式取得価額(償還条項)は、A種優先株式1株につき、(i)A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii)A種累積未払配当金、(iii)償還条項に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv)償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v)償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額に、償還条項に従いA種優先株式を取得する日に応じて下記係数を乗じて得られる額とする。

償還条項に従いA種優先株式を取得する日係数

平成22年5月15日まで 1.03

平成23年5月15日まで 1.02

平成24年5月15日まで 1.01

平成24年5月16日以降 1.00

(8) 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

①取得請求権

A種優先株主は、次のいずれかの事由が生じた後、いつでも、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「転換請求権」という。)、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記②に定める数(以下「交付普通株式数」という。)の普通株式を交付する。

(a) シニアローン債務が完済された場合又はシニアローン契約に従った貸付人の事前の書面による承諾がある場合であって、かつ、平成28年9月末日までに償還請求権が行使されないA種優先株式がある場合

(b) 貸付人の事前の書面による承諾を得て当社の普通株式が上場等(金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。以下同じ。)した場合

②交付される普通株式の数

交付普通株式数は、A種優先株式取得価額(償還請求権)を、下記③に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、交付普通株式数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

③転換価額

(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合

転換請求権に従いA種優先株式を取得する日(以下「転換日」という。)において当社の普通株式が上場等をしている場合、転換価額は、転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日における当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入するものとし、当該額が875,000円(但し、A種優先株式発行後に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合は、下記(c)に準じて調整されるものとし、以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。なお、上記30連続取引日の間に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該30連続取引日の当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値(気配表示を含む。)は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合

転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合、転換価額は、以下の算式により算出された額とする。但し、当該額が下限転換価額を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。

$$\text{転換価額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} + \text{④}$$

転換前発行済普通株式数（以下に定義する。）

①＝EBITDA（以下に定義する。）に8を乗じて得られる数

②＝借入債務残高（以下に定義する。）

③＝転換日における計算対象期間（以下に定義する。）の末日におけるA種優先株式取得価額（償還請求権）に当該転換日における発行済A種優先株式（但しその時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）の数を乗じて得られる額

④＝現預金等残高（以下に定義する。）

「計算対象期間」とは、当社の事業年度を3月ごとに区分した各期間の末日のうち、転換日の1か月前の応当日の直前に到来した日の前1年間をいう。

「EBITDA」とは、以下の算式により算出された額とする。

EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋（退職給与）引当金の増（減）＋長期前払費用償却費＋ソフトウェア償却費＋繰越消費税償却費＋営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）

但し、「営業利益」、「減価償却費」、「（退職給与）引当金」、「長期前払費用償却費」、「ソフトウェア償却費」、「繰越消費税償却費」、「営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）」は、それぞれ当社が計算対象期間について作成した連結月次試算表（連結子会社が存しない場合には単体の月次試算表。以下同じ。）から算出される額をいう（但し、当社を存続会社とする株式会社あきんどスシローとの合併の効力発生日より前については、株式会社あきんどスシローが計算対象期間について作成した連結月次試算表から算出される額をいう。）。

「借入債務残高」とは、計算対象期間の末日における当社の金融機関からの借入れ（リース債務を除く。）に係る元本債務の合計額をいう。

「現預金等残高」とは、計算対象期間の末日における財政状態を表示した連結貸借対照表（連結子会社が存しない場合には単体の貸借対照表。以下同じ。）又はこれに類するものに記載された現金、現金同等物及び有価証券の価額の合計額をいう。

「転換前発行済普通株式数」とは、計算対象期間の末日における普通株式の発行済株式総数（当社が保有する普通株式を除く。）をいう。

(c) 転換価額の調整

(i) (a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、上記30連続取引日の末日後、転換日までの間に、(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合は、転換日における最終事業年度の末日の翌日以降、転換日までの間に、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③調整前の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(c)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数－当社が保有} \\ \text{する普通株式の数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ \text{調整前転換価額} \end{array}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後転換価額＝調整前転換価額×

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

但し、本③による転換価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- ④調整前の転換価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本④による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
- ⑤行使することにより、調整前の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし④のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ①会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ②上記①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
  - ③上記(i)の④に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
  - ④上記(i)の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (iii) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額にこの差額を加除した額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、調整後の転換価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- (vi) 転換価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額及び適用の日を通知する。

(9) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要する。

(10) 会社法第322条2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条2項に規定する定款の定めはありません。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

所有者との間の取決めはありません。

5. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

所有者との間の取決めはありません。

6. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者等との取決め内容

所有者との間の取決めはありません。

7. その他投資者の保護を図るため必要な事項

上記記載内容以外に別段の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株制度は採用しておりません。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月15日 至 平成31年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625,000 資本組入額 625,000
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)) (以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ又はホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて対象株式数を乗じた額として決定する。承継新株予約権の行使価額、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し以下に準じた調整がなされるものとする。

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。

調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (c) 調整前の行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(1)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、行使価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(c)による行使価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (d) 調整前の行使価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(d)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (e) 行使することにより、調整前の行使価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(e)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

- ②上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)ないし(d)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (b) 上記(a)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
  - (c) 上記(1)の(d)に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
  - (d) 上記(1)の(e)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額にこの差額を加除した額を使用する。
- ⑤ 行使価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。）をしている場合は、調整後の行使価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- ⑥ 行使価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権の新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知する。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	7,300	—	5,801,000	—	5,699,000

- (5) 【大株主の状況】  
当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、次のとおりであります。

①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	(A種優先株式) 100	—	(1) 株式の総数等②発行済株式の(注)を参照してください。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	(普通株式) 7,200	7,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	(普通株式) 7,200 (A種優先株式) 100	—	—
総株主の議決権	—	7,200	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

該当事項はありません。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 5,801,168	※2 3,934,305
食材及び貯蔵品	604,359	519,312
その他	1,444,433	1,473,705
流動資産合計	7,849,961	5,927,323
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 5,703,091	※1 5,884,225
構築物（純額）	※1 931,240	※1 978,522
機械及び装置（純額）	※1 751,171	※1 826,728
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,554,116	※1 1,744,710
その他（純額）	※1 81,136	※1 142,749
有形固定資産合計	9,020,756	9,576,936
無形固定資産		
のれん	4,316,853	4,778,824
その他	233,550	239,271
無形固定資産合計	4,550,403	5,018,096
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,637,149	3,813,100
敷金及び保証金	4,368,260	4,373,527
その他	987,366	973,374
貸倒引当金	△79,578	△68,900
投資その他の資産合計	8,913,199	9,091,101
固定資産合計	22,484,358	23,686,133
資産合計	30,334,320	29,613,457
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,930,211	1,398,490
1年内返済予定の長期借入金	1,000,000	1,000,000
リース債務	424,332	467,458
未払金	2,296,290	2,151,859
未払法人税等	93,926	100,736
賞与引当金	282,929	330,650
役員賞与引当金	—	3,450
その他	584,294	190,163
流動負債合計	6,611,984	5,642,808
固定負債		
長期借入金	9,890,139	9,890,139
リース債務	856,888	921,868
役員退職慰労引当金	5,736	3,791
その他	191,582	201,143
固定負債合計	10,944,346	11,016,942
負債合計	17,556,330	16,659,751

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,801,000	5,801,000
資本剰余金	5,699,000	5,699,000
利益剰余金	1,248,754	1,445,404
株主資本合計	12,748,754	12,945,404
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,234	8,302
評価・換算差額等合計	29,234	8,302
純資産合計	12,777,989	12,953,706
負債純資産合計	30,334,320	29,613,457

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	18,439,540
売上原価	9,248,282
売上総利益	9,191,258
販売費及び一般管理費	* 9,031,567
営業利益	159,691
営業外収益	
受取利息	8,569
受取配当金	900
受取手数料	24,363
その他	10,021
営業外収益合計	43,854
営業外費用	
支払利息	92,410
支払手数料	21,098
その他	22,397
営業外費用合計	135,906
経常利益	67,639
特別損失	
店舗閉鎖損失	3,800
特別損失合計	3,800
税引前四半期純利益	63,839
法人税、住民税及び事業税	60,000
法人税等調整額	180,881
法人税等合計	240,881
四半期純損失(△)	△177,041

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	63,839
減価償却費(長期前払費用償却含む)	657,845
のれん償却額	461,971
支払手数料	21,098
貸倒引当金の増減額(△は減少)	10,678
賞与引当金の増減額(△は減少)	△47,720
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,450
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	1,944
受取利息及び受取配当金	△9,469
支払利息	92,410
敷金及び保証金の家賃相殺額	48,345
固定資産除却損	718
たな卸資産の増減額(△は増加)	△85,046
その他の流動資産の増減額(△は増加)	10,067
仕入債務の増減額(△は減少)	531,721
その他の流動負債の増減額(△は減少)	454,899
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△8,496
その他	△2,059
小計	2,199,297
利息及び配当金の受取額	901
利息の支払額	△6,576
支払手数料の支払額	△2,000
法人税等の支払額	△98,810
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,092,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△41,508
無形固定資産の取得による支出	△4,827
敷金及び保証金の差入による支出	△39,354
敷金及び保証金の回収による収入	2,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	△83,594
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△131,522
配当金の支払額	△22
合併交付金の支払額	△10,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	△142,354
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,866,862
現金及び現金同等物の期首残高	3,934,305
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,801,168

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期会計期間          (自 平成21年10月1日          至 平成21年12月31日)</p>
<p>1. 固定資産の減価償却費の          算定方法</p>	<p>固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産について、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法としております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】  
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,594,572千円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、955,452千円 であります。
※2 担保資産 担保に供されている資産で、会社の事業の運営にお いて重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比 べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであ ります。 預金 4,629,446千円	※2 担保資産 預金 3,421,816千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次 のとおりであります。	
	(千円)
雑給	3,694,942
賞与引当金繰入額	208,929
役員退職慰労引当金繰入額	2,916
減価償却費	652,017
貸倒引当金繰入額	10,678
のれん償却費	461,971

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	5,801,168
現金及び現金同等物	5,801,168

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,200株  
A種優先株式 100株

2. 自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式  
新株予約権の目的となる株式の数 184株  
新株予約権の四半期会計期間末残高 —

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年12月15日 定時株主総会	A種株式	19,607千円	196,074円	平成21年9月30日	平成21年12月16日	利益剰余金

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものについては、会社の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 1,427,498円59銭	1株当たり純資産額 1,449,180円39銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △24,589円16銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であり、また、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

	当第1四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純損失(△)(千円)	△177,041
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△177,041
期中平均株式数(株)	7,200

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)  
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社あきんどスシロー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あきんどスシローの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第3期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あきんどスシローの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。